

ベトナム北部農村における社会変容と女性労働

—— バックニン省チャンリエット村の事例から ——

岩 井 美佐紀*

Rural Transformation and Women's Labour in North Vietnam: The Case of Trang Liet Village, Bắc Ninh Province

Misaki Iwai*

This study focuses on the transformation of the relationship between the agricultural cooperative (hợp tác xã sản xuất nông nghiệp) and peasant family households (hộ gia đình) in the last 40 years. Particular attention is given to the women's labour covering both socialist collectivized agriculture and economic liberalization (Đổi Mới) in the period 1958-1998.

Previous studies have regarded Vietnamese coopeartives simply as economic organizations and have failed to grasp other important aspects of cooperatives such as their social function. This study looks at the socialization of women's domestic work through the provision of crèches (nhà trẻ) and reveals that the social function of the cooperatives supported the socio-economic lives of family households in the village. It is also noted that the period of development of cooperatives overlapped with the period of the Vietnam war, 1960-1975.

The main finding reported here is that the introduction of the subcontracting system in 1980 brought about major socio-economic change in Trang Liet Village by releasing women from group works inside the cooperative. Women began to collect and sell recycled goods in areas around the village to earn money, so peasant households did not depend on income determined by work-points of the cooperative, and the cooperative crèche also met great difficulties because it could not cope with women's demands regarding working time, income and so on. Resolution 10 of 1988 meant that the Party and State confirmed the family farming system and abolished the collectivized agricultural production system.

は じ め に

今日のベトナム農村、特に北部農村における「集団」経営から「家族世帯」経営への生産システムの変化は、農村社会全体の急速な変容を招き、農民の社会経済生活を変化させた点で、極めて重要である。と同時に、生産システムの変化は1950年代後半から農村に形成された「農業生産合作社」(以下、合作社)の経済機能を著しく低下させ、農村における合作社のプレゼンスを大幅に縮小させた。ドイモイ後、合作社は新しく農業サービス機関として再生したが、

* 東京大学人文社会研究科；Graduate School of Humanities and Sociology, University of Tokyo, 7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113-0033, Japan

90年代に入って合作社が事実上解体した地域も多い [Đào Thế Tuấn 1995: 11-12]。北部農村において生産システムは何故変化したのであろうか。

従来の研究では、この点について政策レベルで論じられることが多く、一般的に1988年の「10号決議」と呼ばれる農業生産・経営システム改革¹⁾がその転換点として捉えられてきた [村野 1989: 24-32; Kerkvliet and Porter 1995: 26-27]。しかし、筆者の行った農村調査では実態レベルの集団的生産システムの解体は「10号決議」以前からすでに進行しており、同決議は国家・党が実態を「承認」したにすぎないように思われる。この政策と実態のズレが生じた変容過程を解明しなければ、約40年の間に生じてきた農村の社会経済的变化の内実を明らかにすることは不可能であろう。

本論考の目的は、合作社の経済的機能である生産システムと社会的機能²⁾である託児所運営に焦点を当て、その変容過程に女性労働がどのように関わってきたのかを、ある一つの村の事例を取り上げ、具体的に論述することである。換言すれば、合作社経営システムの中で女性労働がどのように位置づいていたのか、それに対し女性たちはどのように対応したのか、また、それによって合作社の農村における社会経済的役割がどのように変化したのかを明らかにすることを通して農村の社会変容を考察しようとするものである。女性労働と合作社の関係を通して農村社会変容を論じる理由は、生産システムの変化が女性労働のあり方の上に最も顕著にあらわれているだけでなく、合作社の社会的機能、中でも託児所運営が合作社の生産システムに女性労働を動員する上で不可欠であったからである。つまり、託児所は女性労働が合作社とつながっている限りにおいて集団的生産システムを支える重要な要因なのである。

これまで集団農業時代の女性労働について言及された研究は、特にベトナム戦争期において女性労働力の比率が7割以上を占めたことから農村の生産労働が主に女性に支えられていたこと [Nguyễn Thị Châu 1965: 18; 吉沢 1987: 227-234] や「3担当運動」³⁾に見られるように女性の社会的地位が大きく向上したこと [Le Thi Nham Tuyet 1978] などの政策的意義に焦点が向いていた。また、当時の合作社内の労働形態が伝統的な男女分業を踏襲していたり [White 1988]、家族内労働においても女性が主力であったことが指摘されている [三尾 1972: 14-17; Houtart and Lemercurier 1984] が、実態について明確に述べられたものはない。

1) 正式には、「農業経済の管理刷新に関する政治局決議」(ベトナム共産党政治局第10号決議、以下10号決議)という政策の施行による。この10号決議には、農民に土地専有権を15～20年ほどの長期安定的に交付することが盛り込まれている。

2) 一般的に、ベトナム紅河デルタ地域の合作社では、公益事業として託児所運営の他に、幼稚園、診療所や図書館などの教育・医療施設を運営していた。しかし、これらの公益事業も、合作社の解体とともに消滅したり、行政村などの地方行政組織に移管されるケースが増加している。特に、診療所と幼稚園について、ほとんどの農村では行政村が管理し、スタッフへの給料を支給している。

3) 「3つの担当」とは、国防、社会、家庭という3つの領域における活動を指し、これらの中で女性が主力となって社会主義建設を支えるとされた。この女性運動は、特に全面戦争体制に入り、大きな盛り上がりを見せた [Hội liên hiệp phụ nữ Trung ương 1968a]。

一方、近年の農村社会の女性労働に関する研究 [Vũ Mạnh Lợi 1991: 152-153; Tran Thi Van Anh and Le Ngoc Chung 1997: 96-97; 岩井 1995: 274-276] は、主にドイモイ以降の市場経済化に対応する家族世帯内の変化を扱っているが、それが村落社会の変容にどのようにかかわっているのか、またそのような現状がどのような歴史的過程の中で生起してきたのかといった視点をもった研究はなかったといえる。

本論考では、「集団化」の成立から解体までの時代を集団経営時代 (1958～80年)、家族請負時代 (1980～88年)、家族自主経営時代 (1988年以降) の3つの時期に区分する。これまで、時期区分について「集団化」時代と「家族世帯」経営時代の2つの時期に区分するのが一般的だが [Lê Cao Đoàn 1991: 33-34]、「集団化」の解釈をめぐって区分時期が異なる。一つは、「10号決議」(1988年) で区切る議論であり、もう一つは「生産物請負制」(1981年) で区切る議論である。前者は家族請負時代をシステム内の手直しと捉え [Nguyễn Huy 1983: 22-23; Lê Huy Phan 1984: 44-45]、変化の契機を集団的生産システムの廃止にみるが、後者はこの時代を「ドイモイ」の初歩的段階として捉え [Chữ Văn Lâm 1992: 50-65; 白石 1996: 147-150]、変化の契機を「家族世帯」経営の始動にみる。つまり、家族請負時代をどう捉えるかによって「集団化」解釈上の相違が生まれるのである。筆者の現地調査による実感では、家族請負時代は合作社の集団的生産システムが存続する中で、農村の社会構造が大きく変容した極めて重要な時期であったと考える。それ故、本論考では従来の2つの時期区分に依らず、家族請負時代を他の時期から独立させ、その前後の時期と対比させながら論じることとする。

ここで取り上げるのは、ベトナムの首都ハノイから北東へ17キロ離れた国道一号線沿いの都市近郊農村、バックニン省ティエンソン県ドンクアン社チャンリエット村である。同村は、1998年現在人口3,118人、735世帯を擁し、約108ヘクタールの土地で主に飯米用の稲作 (年間2期) を行っている。同村は長い間、隣村とともにチャンハ合作社を形成していたが、1994年以降チャンリエット合作社となった。⁴⁾ かつて地場産業であった廃品回収業が80年代半ばから本格的に復活し、一年の大半を廃品回収業に従事し生計を立てる兼業農家が圧倒的に多い。特に廃品サンダルの回収作業では女性が主力となっている。チャンリエット村の事例を取り上げる理由は、合作社から解放された女性たちの労働形態の変化が生産システムを変化させ、農村における合作社のプレゼンスを大幅に縮小させた経緯が鮮明に見て取れると考えるからである。

以下の本論において、第Ⅰ章では、合作社が農村経済の大半を握っていた集団経営時代の生産システムの下で、女性労働がどのように位置づいていたのか、そして託児所運営がどのような経緯で開始したのかを述べる。第Ⅱ章では、家族請負経営時代に合作社における女性労働の位置づけが変化したことに対し女性たちがどのように対応したのか、そしてそれが託児所運

4) チャンリエット村は、1965年から1994年まで隣村ビンハと共にチャンハ合作社を形成していた。ビンハ村はチャンリエット村の5分の1ほどの人口で、合作社内では一つの生産隊として位置づいていた。合作社と村落の結合形態の詳細については、別稿で論じたい。

営の破綻にどう関連したのかを述べる。最後に、第III章では家族自主経営時代の女性の農外就労への本格的参加に伴い、農村における経済構造がどのように変化し、託児所の解体後にどのような動きが現れたのかについて述べる。

I 集団農業経営時代（1958～80年）

I-1 集団的生産システムの成立とその運用

まず初めに、集団農業経営時代における生産システムについて考えてみたい。北部ベトナムでは1954～57年の土地改革以降、農村の社会主義改造が行われる。チャンリエット村でも1956年に土地改革が行われ、農民はその世帯人数に応じて土地を分配された。翌年には互助組と呼ばれる労働交換システムが成立し、1958年から村内に2つの農業生産合作社が建設された。その後、1965年にはチャンリエット村の2つの合作社は隣村の1つの合作社とともにチャンハ合作社を形成した。

合作社制度の中心は土地の共有化、農業経営の集団化である。チャンハ合作社は、それまでの私有地の他、族田や公田と呼ばれる村落共有田を集積し、5%地と呼ばれる「自留地」以外全ての土地を集団所有に切り替えた。⁵⁾ 図1に見られるように、合作社は、ソムという地縁組

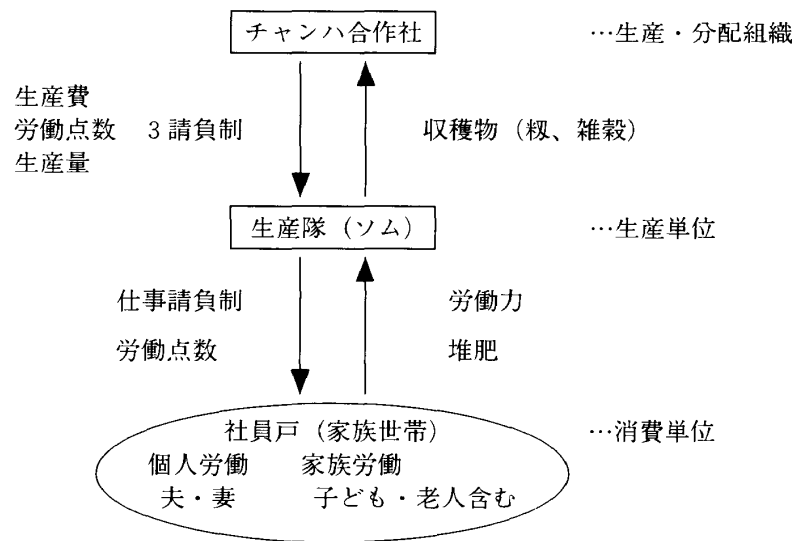


図1 集団経営時代のチャンハ合作社系統図

注：チャンリエット村に属する生産隊は、ダー、タイ・フォン、ゲー、ズン、ボンの5つのソム（地縁組織）毎に分けられている。さらに、生産隊は、数十の社員戸で構成されている。

5) チャンリエット村は、10氏族によって14世紀に立村したとされる。村の古参幹部の話によると、その族田は村落共有田と合わせて独立前には100マウ（3.6ヘクタール）あった。この面積は、全耕地の3分の1を占める。族田の最も多いのがVũ Công族で、20マウ、Ngô Hữu族が7マウ、その他の族田が若干数ある。

織に対応した各生産隊に生産費、生産量、労働点数を各生産隊に請け負わせた（3 請負制）。⁶⁾ 生産隊の土地は、当初隊内の「社員戸」と呼ばれる「家族世帯」が土地改革の際分配されたものを引き継いだため、合作社内の広範囲に分散していたが、その後1960年代後半の大規模な区画整理の際、それぞれ数カ所に集積されたため、一筆の耕作地の面積が大きくなり、農業生産が効率的になった。

各生産隊は数十の「社員戸」で構成されたが、その労働形態は「仕事請負制」と呼ばれるもので、コンディエムと呼ばれる労働点数で評価された。⁷⁾ 「仕事請負制」は協同労働であったため、個々の農民に作業時間の自由裁量などは許されず、単純に作業時間内の労働力の提供であった。個々の農民は、毎朝7時に生産隊長が叩く鐘の音を合図に、一斉に耕地に出て農作業を開始し、夕刻5時に作業を終える。⁸⁾ この一日の労働量がガイコン（労働日）と呼ばれ、作業の労働単位となる。チャンハ合作社では、年間250日前後が労働日とされていたことから、「社員戸」の実質労働時間の大半が合作社内での作業に当てられていたことがわかる。

一方、合作社の協同労働以外に、家族単位の労働報酬があった。それは、合作社が集団所有の豚や水牛を各世帯に委託して飼養させる制度である。合作社の貴重な共有財産である水牛は各生産隊に約10頭ほど配置されていた。水牛飼育は、管理係と飼料提供係とに分かれ、1頭につき、それぞれ1期当たり30～40コンが合作社から支給された。また、各世帯は養豚を義務化され、飼育後全て合作社に納め、その堆肥も労働点数に数量化された。このように世帯単位の役畜管理も労働点数で報酬が支払われた。

「家族世帯」は年間二期作の各期末にまとめて個々の農民や世帯単位で得た労働点数に応じて、現物（粳）と現金で報酬を支払われた [Nguyen Xuan Lai 1977: 128]。チャンハ合作社では、農業生産の他に輸出向けの手工業製品なども生産しており、収支は全体の現金単位の決算と食糧のみの粳量単位の2種類の決算が出されているが、合作社収入の約85%が農業収入であることから、チャンハ合作社の農民は毎期の1コン当たりの粳量に関心が高く、自身の世帯収入を粳糧で把握していた。このように「家族世帯」収入は労働点数に応じて分配されるわけだが、全額を粳で入手できるわけではない。「標準口糧」mức ăn と呼ばれる食糧保障額が每期

6) 「3 請負制」といってもその実態は、作物の作付けや農歴などに関して生産隊の自由な裁量が認められた訳ではない。生産隊長は合作社の決定事項を忠実に実行することを求められ、労務管理とノルマ生産量の達成がその主な任務であった。

7) チャンハ合作社では、成立当初の1960年には「平労働点数評価」と呼ばれる評価基準を採用していた。これは、同一の作業でも、各人の能力や姿勢に従って点数評価が異なるという方法であった。しかし、この評価方法は客観的な評価が難しく、極めて煩雑で時間がかかったため、1963年には「ノルマによる労働点数」すなわち「ノルマ評定」と呼ばれる評価方法に変更された。これにより、各作業にはそれぞれ一定の労働点数、すなわちコンが、成年であれば性別、年齢にかかわらず定められた。

8) 午前中は、7時から11時まで、昼食をはさんで午後1時から5時までが一日の作業時間として規定されていた。

算定され、これに基づいて粃の分配量が決定される。⁹⁾ 標準口糧は毎期の作柄によって異なるが、「主労働」者と呼ばれる主な働き手については性別にかかわらず1カ月一人粃15～20キロ、「補助労働」者と呼ばれる老人・学齢児童などの扶養家族は一人粃7～13キロが支給される。¹⁰⁾ その期の合計労働点数に応じて獲得した粃糧が世帯の総口糧分を超過した場合、その余剰分は合作社に強制的に売却しなければならず、不足した場合は公定価格で合作社から購入することができる。¹¹⁾ このように標準口糧は「家族世帯」間の収入格差を縮小させる合作社の食糧分配システムとして機能した。

ところが、ベトナム戦争が終わり多くの壮年男性が復員してくると、こうした制度は矛盾を露呈することになった。チャンハ合作社では1972年から75年の間に229人もの復員者を迎えている。壮健な成年男性であっても年配の女性であっても同一標準口糧しか支給されなかったため、壮年男性の不満は極めて強かった。彼らの生産意欲を向上させるために、1978～80年の「ドンクアン全社レベル合作社」¹²⁾ 時代には制度の手直しが行われた。全ての「主労働」者は以下のようにノルマ別に3つのランクに規定された。「主労働」者が一期当たり200コン以上の労働点数を稼いだ者はAランク（1カ月17キロ）とされ、一期当たり150コン以上200コン未満の者はBランク（同13キロ）、120コン以上150コン未満の者はCランク（同11～12キロ）と格付けされ、それぞれ異なる標準口糧が「主労働」者のみならず「補助労働」者についても適用された。このような制度の手直しにより最も利益を得たのは、30歳代の壮健な成年男性とその家族であり、最も不利益を被ったのはCランクに格付けされた「主労働」者とその家族であった。つまり、この時期は標準口糧の意味が希薄化し、合作社の食糧平準化機能が低下したといえよう。

9) 当時の合作社幹部によると、世帯収入は労働点数分を現金化したもので表され、そこから「標準口糧」分の粃を合作社から公定価格で購入し、残額を現金で受け取るしくみになっていた。しかし、農民のインタビューによると、彼らは労働点数に応じた収入を粃糧で算出している。つまり、彼らにとって合作社からの収入は、粃糧を基準に考えられており、合作社と農民の意識の違いが表れている。本論考では、農民側の算定基準に従い、合作社からの収入を粃糧で表すことにする。

10) 主労働は、男性18～60歳、女性18～55歳の労働年齢に達する成人を指し、補助労働は18歳未満の青少年と61歳以上の高齢者を指す。例えば、労働年齢に達する夫婦2人に未成年の子ども2人の場合、主労働2人で補助労働2人というように数える。

11) 合作社が標準口糧に従って粃の調整をする場合、その優遇価格は合作社規定価格の他に、戦争遺族や夫が出征・単身赴任している家族への販売価格の2通りがあった。当時市場価格は公定価格の2.5倍ほどであった。

12) 「全社レベル合作社」とは、ドンクアン社（行政村）内の2つの合作社を単一の合作社に統合し、管理するというもので、この時期党中央が押し進めた合作社の大規模化政策に沿う形で進められた。これは1万人規模の行政村の行政組織と経済組織が合体した、全く新しいタイプの合作社で、中国の人民公社に極めて近い経営体が形成されたのである。ベトナムの地方行政組織は、省、県、社という3つのレベルからなり、それぞれに人民委員会（行政組織）と人民評議会（議会）が置かれている。この全社合作社は国家の行政機構の末端組織であると同時に、地縁組織を基礎とした小規模な生産隊レベルから立ち上がってきた合作社との接点であった。ドンクアン社合作社の主任は、当時の人民委員会主席が兼務した。この時期、ドンクアン社合作社は、通常の実務委員会と監査委員会の他に、新しくノルマ委員会を発足させ、報酬分配システムを変更した。

I-2 集団的生産システムの中の女性労働

これまで見たように、「主労働」で同量の労働点数が稼げれば、性別に関係なく同等の報酬が得られる生産システムとなっていたが、現実には男女の労働点数には大きな差が生まれる。表1に見られるように、労働点数は労働種類によって大きく異なる。たとえば男性の労働とみなされる耕起・整地は一日5コンだが、女性の労働とみなされる移植は一日1.5コン、また女性が大きな役割を占める収穫は一日2.5コンである。さらに女性の労働とみなされる畦作りや人力灌漑、その他の細かい作業は一日0.2～0.3コンにすぎない。つまり、性別分業という伝統的な労働慣行が合作社レベルで存続し、各作業の労働点数評価の格差を通じて、労働報酬の性別格差をもたらしていたのである。

このように、協同労働においても従来の性別分業が維持されたが、従来と異なる点は、世帯内の「補助的」作業にも労働点数が与えられ、女性労働が有償化されたことである。その結果、女性は男性とあまりかわらない労働点数を獲得するものの、そのかわり、「技術」のいらぬ「単純」労働に長時間従事しなければならなかった。具体的な女性の就労時間はわからないが、この時期女性が男性と同等かそれ以上の労働点数を稼いでいたことを考えると、男性の2～3倍の労働時間を費やしていたことになる。

この時期女性が男性と同等の労働点数を稼ぐことが可能であったのは、前述したようにベトナム戦争の影響による。特に、1960年代後半から1975年までの期間に大量の壮年男性が村を離れ、合作社労働力の大半を女性達が担ったことが大きい。表2はこの時期を含めた出征者数と戦死者数を示している。ベトナム戦争中、村では出征者の3分の1が戦死するなど、他の戦争と比べて高い数値を示している。

夫が出征や遠隔地への赴任で不在の「家族世帯」の最も効果的な自衛策は、夫の両親や親族と同居するなど、「主労働」者を多く確保し労働点数を稼ぐことであるが、母親一人の「主労

表1 集団農業時代（1958-80年）の労働点数の基準

単位：サオ当たりの点数

男性		女性		男女	
耕起	50点	移植	15点	除草	8点
施肥	3点			収穫	25点
苗代作り	20点			畦作り	2点
殺虫剤散布	1点			人力灌漑	3点

注：1サオは360平方メートル。

男女による作業は、性別区別がないため、どちらが従事しても良いが、ほとんどは女性労働による。

10点は1コンに換算される。1コン当たりの価値は每期異なるが、大抵約1.2～1.9kgの間で推移する。

実際の作業の評価は、土地の地質や距離などによって労働時間が異なるため、労働点数もそれに応じて多少異なる。

表 2-1 戦時期別のチャンリエット村の入隊者数

	独立・抗仏戦争	抗米戦争	カンボジア・中越戦争
ダー	3	22	18
タイ・フオン	7	15	8
ゲー	3	26	12
ボン	8	18	19
ズン	0	34	25
合計	21	115	82

出所：チャンリエット村資料館に保管されている年表図から作成。

表 2-2 戦時期別のチャンリエット村の戦争殉死者

	独立・抗仏戦争	抗米戦争	カンボジア・中越戦争
ダー	1	9	0
タイ・フオン	1	7	1
ゲー	2	8	0
ボン	2	5	2
ズン	0	6	0
合計	6	35	3

出所：チャンリエット村資料館に保管されている年表図から筆者が作成。

表 3 合作社内の「家族世帯」収入の事例（1972年冬春米期）

世帯主名	労働点数	A に基づく報酬	標準口糧	合作社への売却分	現金収入(ドン)
	A	B	C	B-C	D
トゥ	165	325.05	276	49.05	22

注：A の単位はコン，D の単位はドン（現金），その他の単位粳糧 kg である。

この期の1コン当たりの価値は1.97キロであった。

トゥの夫は，1963年から86年まで出征した職業軍人である。世帯の標準口糧は，「主労働」者であるトゥが1カ月20キロ，幼少の子ども2人で1カ月26キロである。

「家族世帯」が合作社に売却する際の価格は，1キロ当たり0.45ドンである。

働」で数人の乳幼児を扶養しなければならない世帯も多かった。このような世帯は家族を養うのに十分な労働点数を稼げないため，「標準口糧」不足分を合作社から公定価格で購入したり，もぐりで商売にでて現金を稼ぎ，期末に労働点数を合作社から買って標準口糧を満たすかであった。表3は，1972年のある「家族世帯」の合作社からの収入を表したものである。この世帯は若い母親と2人の子どもから成るが，彼女の労働報酬（食糧）は世帯の標準口糧を満たしているため，差額分を合作社に公定価格で売却している。現金分の収入は，託児所での副食代に充てられる。

このように，集団経営システムの中で家族を養う女性の労働力は必須であり，チャンハ合作社も女性労働力を重視せざるをえなかった。これは女性の社会進出として現れる。1963年には

チャンハ合作社で初の女性副主任が選出されている。¹³⁾ 1968年には初の女性主任が生まれている。その他、60年代の後半から70年代半ばにかけて、少なくとも3人の女性が会計長、出納係についている。また行政部門では、行政村であるドンクアン社の共産党委員会メンバーに就任した女性も数人いる。さきほどの初代女性副主任は、その後20年間にわたり党の要職に就いている。¹⁴⁾ もちろん、ベトナム戦争期に大多数の女性労働に支えられた合作社経営の中で、女性幹部の積極的な登用が進んだことは当然のことではあるが、こうした女性の社会進出は極めて特殊な環境の中で実現したといえる。

I-3 託児所の設立と運動の発展

チャンハ合作社は、この時代に託児所、診療所など女性保護の施設、機関を設立している。託児所は本来、合作社の設備にはなかったが、前出の女性副主任の主張により、1963年に設立されたものである。これには「子供は家庭で育てるもの」という伝統的な家族観からの反対が相当強く、設立当初はほとんどの世帯が子どもを預けなかった。といっても、伝統的に商売で現金収入を得てきた農家では、乳母や子守を各自が雇い、自分は商売に出るという女性も多かった。彼女たちの反発は、「集団」で子どもを世話することに対する危惧から出ている。

しかし、合作社幹部や党員の世帯が率先して託児し、その効果を示した結果、1年以内に社員世帯全体に普及した。¹⁵⁾ 合作社制度における女性の社会的活性化の象徴といえるだろう。年表にみられるように、合作社の託児所は個人宅で数人の幼児の面倒を見るというきわめて小規模なもので、その後次第に全村的で、組織的な独自の機構と建物をもつまで成長していった。ここでは託児所の発展を詳しくみることによって、女性労働の社会化の過程を明らかにしたい。

1963年段階の託児所は、いくつかの民家を借りて、50歳前後の年配の女性が一人当たり5人の生後3カ月から3歳までの幼児の面倒をみ、合作社は一日あたり0.8コン、1期あたり100コン、つまり年に250キロ前後の粃を彼女に支給した。この額は、一人当たりの標準口糧には十分であったが、家族を養うとなると不足する。当時このような、いわば合作社の私的で小規模な施設は、1976年県によりモデル託児所としての認定を受け、ユニセフの援助を受けるように

13) 実際、この女性の母親は土地改革の際地主として判定され、土地とともに家屋も没収された。当時、彼女は共産党員で、夫と共に革命活動に参加していたため、不在であった。兄も革命運動家として抗仏戦争に従軍し、戦死した。当時、チャンリエット村では、このように革命運動に参加したものは、地主・中農などのクラスが多かった。彼女は1963年に村に帰ると、他地域での革命運動の功績を買われてチャンリエット合作社の副主任に選出されたのである。

14) このように女性の社会進出が顕著となった傾向は全国的なものである。ハバック省(現在のバックニン省を含む)でみても、女性が生産面でも行政面でも管理職として大きく進出した時代でもある。例えば1967～68年には、ハバック省内の2都市14県中、2人の県主席(Quế Võ, Yên Phong)を出しており、副主席クラスでは16名、行政村レベルになると74人(全数316)もの主席が誕生している。

15) 当初は、農繁期に8割、農閑期に6割の幼児が託児所に預けられた。その後、年間を通じて託児所に預けることが日常化した。

チャンリエット村託児所略年表

- hr/>
- 1958年 互助組が組織されると同時に、各ソム毎に託児チームが結成され、村全体で5チームを数える。当時は民家が託児所となり、年配の女性が面倒をみる。
労働点数は一日8点。一人当たり6人の幼児を担当。親は一期当たり6キロの粃を負担する。台帳に記入され、期末に世帯の収入から天引きされる。
- 1963年 初代婦人会長の提唱により、村で統一的に託児運動が展開される。合作社はインフラ整備の資金がなく、民家を借りて託児活動をしていた（ソムダー）。
人々の認知はまだ低く、合作社や党の幹部の子弟が最初に預けられた。
まだ数は少ない。一つの託児所で保母2～3人が、10～12人の幼児の育児にあたる。保母の報酬は合作社から支給され、その額は一期（6カ月）当たり80コン。
- 1965年 ソムタイ、ソムズン、ソムゲー、ソムボンにも複数の託児所ができ、運動が拡大する。合作社はインフラ整備に投資し、託児専用の建物（ソムゲー）ができる。休日なし。託児時間は、午前7時から午後4時まで。保母の仕事の内容は沐浴、衣類の洗濯、昼食（母親が持参）の世話など。母親が米を持ってきたときは、保母が重湯・粥を作る。
- 1966年 託児所で給食を開始する。昼食のみ。それぞれの託児所が各自で給食を作る。3～12カ月は重湯、13～36カ月は粥で、肉、味の素が含まれる。
給食用の米は合作社の公益基金から拠出（重湯：米1キロ／月、粥：米2キロ／月）。肉は合作社から公定価格で購入、幼児一人当たり3ドン（現在約5,000ドン）を自己負担。親は毎月託児所に納める。
- 1970年 保母が徐々に交替する（完全に交替するのは76年）。年配の女性を解雇し、中年以下の女性を雇う。「読み書きそろばん」の教養テストを行う。当時は小卒の女性が大半だったので、中学レベルの教育内容を教える補習クラスが開設され、保母の教育レベル向上を図った。
保母の報酬は、一期当たり100コン。
- 1976年 ソムズンに合作社の投資によりモデル託児所が建設される。子ども総数100人。モデル託児所は寝室、診察室、遊戯室、納屋で構成される。母屋の裏に給食室が建設され、一カ所で集中的に作られる。
ユニセフから蚊帳、毛布、玩具などの寄贈がある。合作社はベッド、調理器具、食器を提供する。県から定期的に医者が検診に来る。
モデル託児所では年長組（18カ月～3歳未満）が2クラスに分けられる。年少組（3カ月～18カ月未満）は以前からの建物で養育される。2クラスで、各クラス16人ずつ。給食も鍋ごと給食室から運搬され、提供される。給食は一日2回、午前10時頃と午後3時の食事を作る（家ではおやつ程度）。
給食の内容充実。献立表が作成される。給食作りの講習が県で開かれ、村からも1人出る。託児所には専門の主任、出納・倉庫係、栄養係が選出され、一月に一度会合を持つ。保母の人数は15人、その他スタッフを入れて常時18人が託児所に勤務。
- 1981年 保母が半期（6カ月）ごとに頻繁に交替する。主な理由は、働き盛りの女性にとって他の商売に出る方が儲けが多いこと。当時の保母の報酬は労働点数で90コン、粃120キロ／期であった。常に7人の保母を確保し、交代で5人の保母が育児に当たった。
- 1983年 給食が廃止される。託児所の開所時間午前7～11時、午後12～5時。昼は親が子どもを迎えに行く。沐浴をさせるが、衣類の洗濯はしない。
- 1985年 民間の託児所が登場し始める。
- 1989年 合作社経営の託児所が解体する。その後の幼児の養育は、民間の託児所が引き継ぐ。当時の民間の託児代は一月18,000ドン、日割りで600ドン。
現在の託児代は、18カ月までは一月10万ドン、18カ月～3歳未満は8万ドン。いずれも食事代は含まれない。母親の労働時間に対応するが、早朝6時から引き受け、午後6時に母親が迎えに来る。
-

なってから大きく発展する。

年表にあるように、託児所には給食センターが新設され、給食を行うようになったこともあり、100人以上の幼児が集まった。スタッフは保母、炊事係、出納係を含め20人近くになった。母親の負担は、1月3ドンの副食代のみであった。当時の3ドンは概算で100円ほどと思われる。保母やその他のスタッフの人件費、児童の米代、他の諸費用はすべて合作社が負担した。

このように、女性が農村のリーダーシップの一翼を担うようになると、女性の要望や女性保護の観点が実際の政策にも反映されてくるようになる。生産隊レベルでは、一貫して男性が生産隊長となるなど、依然として男性が合作社の要職の多数を占めるという点からすれば、合作社は伝統的な権力構造を引きずっていたといえる。しかし、託児所運営や標準口糧による報酬の平準化など、母子家庭保護のシステムが作られた結果、女性労働は合作社経営を支える基盤となったといえるだろう。

II 家族請負経営時代（1980～88年）

II-1 「生産物請負制」導入とその運用

ベトナム戦争終結後、集団農業システムを全国化しようと試みていた党・中央が押し進めた北部農村における合作社の大規模化は、結局ほんの数年で頓挫した〔白石 1996〕。党中央は1981年に「100号指示」を出し、「生産物請負」制度を施行した。この新制度の正式名称は「労働グループおよび個人への最終生産物請負制」〔*Nhân Dân* 21-1-1981〕とあるように、「家族世帯」とは明記されていないが、実質的には「世帯請負制」「土地請負制」と呼ばれるように、合作社の土地を「暫定的に」社員戸すなわち「家族世帯」に分配した。つまり、新システムでは「家族世帯」が生産隊に代わって直接土地を請け負い、標準生産量を請け負う形態が適用された。さらに、「家族世帯」は標準生産量を超過する余剰分を全て自由に処分することができた。この制度の政策的ねらいは、直接農民にインセンティブを与えて、農業生産の増大と合作社の経営強化を図ることにあった。

1978年にチャンハ合作社が隣村のドンキ合作社と統合したドンクアン全社合作社は2年で崩壊し、元の規模に戻ると同時に、チャンハ合作社では1980年の夏秋米期からこの請負制が導入された。「家族世帯」の請負地は、「主労働」者一人につき1サオ半（540平方メートル）、「補助労働」者一人につき1サオ（360平方メートル）が分配された。

労働形態に関しては、「家族世帯」は請負地での移植、草取り、収穫の3作業に責任をもち、それ以外の水利、耕起、施肥、育苗、種粃管理の5部門の作業はこれまで通り合作社が責任をもった。チャンハ合作社では、「家族世帯」が担当する3つの作業を一律に1期1サオ（360平方メートル）当たり15コンとし、個人の労働評価の対象外とし、それ以外の作業は従来通り協

同労働によって進められた。このように、新システムの適用によって、農作業は従来の合作社主導による協同労働と「家族世帯」労働によって構成されるようになった。

新システムが余剰分の自由処分を認めたことにより、どの「家族世帯」も標準生産量を大幅に超過し、農業収入を平均30～40%ほど増加させた。労働点数に応じて分配される報酬システムは形式的には変化していないが、実際の分配方法は大きく変化した。すなわち、従来のように期末ごとに合作社から労働報酬を一方的に受け取るのではなく、「家族世帯」は請負地での標準生産量から自身の労働点数分の粃糧を差し引き、残りを合作社に返却するのである。反対に労働点数分の粃糧が請負地での標準生産量を超過すれば、その分を合作社から受け取ることができた。従来のシステムと異なるのは、「家族世帯」が余剰分を入手したため、世帯間の食糧平準化システムとしての標準口糧がほとんど意味をもたなくなったことである。

「生産物請負制」は80年代半ば頃から党中央の思惑から大きくずれ、必ずしも合作社の経営強化に結びつかなかったようである。何故なら、労働点数制が形骸化し、合作社の管理機構が腐敗化を進めたからである。管理費などの「間接労働」部分の労働点数は以前の5倍以上に膨らんだため、¹⁶⁾ 労働点数の価値が低下し、農民の生産意欲を減退させた。1コン当たりの粃量は、以前には1キロを下回ることにはなかったが、0.8キロまで下り、1コンの価値が半分近くまで減少してしまった。1985年には、チャンハ合作社幹部の横領事件が明るみに出て、会計長は共産党の党籍を剥奪された上免職となり、党支部長は懲戒処分を受けた。また、合作社幹部が特権を利用して私利私欲を図るといった行為が頻発した。たとえば、合作社管理の豚肉の配給にあたって、主任や各生産隊の隊長などの幹部には良質な豚肉が優先的に配給され、幹部にコネのない世帯には脂身だけが配給されたり、粃の分配の際に幹部にはよく乾燥した良質の粃が渡されるが、受け取りにいくのが少しでも遅れた世帯には生乾きの悪い米が渡されるといったことがあったようだ。

II-2 家族請負制の下での女性労働

生産物請負制が「家族世帯」に一括して請け負わせた田植え、草取り、収穫の3つの作業は、従来「労力はあるが、単純な作業」とみなされたもの、つまり、主に女性の労働であった。換言すれば、新システムは女性労働を家族労働に転換し、協同労働から女性労働を解放したといえる。しかし、女性労働の協同労働からの解放は、すでに70年代半ばから「区割り請負」と呼ばれる労働形態で段階的に進行していた。これは、一種の「仕事請負」ではあるが協同労働によるのではなく、一定の面積について一定の作業を終えれば時間に関係なく一定の労働点数が

16) チャンハ合作社の収支決算によると、1972年の間接労働点数は年間4,000コン、1975年には6,000コンであったが、1982年の家族請負時代には72年の5.5倍もの22,000コンに膨れ上がっていた [Hợp tác xã Trang Hạ 1972; Phòng nông nghiệp huyện Tiên Sơn 1975; 1982]。

与えられるというものであった。この請負形態が適用されたのが、田植え、草取りなどの女性が担当する作業だったのである。つまり、女性労働はすでに集団農業時代の後半から合作社から離れ始め、個人の裁量が保障されていた。

協同農業労働から解放された女性の一部は、合作社の手工業部門の生産に当たったが、¹⁷⁾大半は1970年代後半から密に行われていた廃品サンダル交換業や行商などの小商売に従事するようになった。というのも、合作社が運営する手工業部門は、多くの労働力を吸収できない上に、フルタイム就業のため、複数の家事労働者が確保できる世帯でなければ、事実上不可能であった。それに対し、廃品サンダル交換業はいわば自営業で、自身の都合に合わせて働けるだけでなく市場価値が高く、現金収入としての意味は大きかった。合作社の手工業部門が東欧などの主な輸出先を失い、解散に追い込まれた85年頃から一気に、廃品サンダル交換業に転換する女性が増加した。

女性が商売に出るのは農閑期であったが、生産物請負制の導入によってこれまで潜在労働力にとどまっていた年少者や老人もが農作業に動員された結果、彼女たちが商売に出る一日の時間も日数も大幅に増加した。農業以外に選択の幅が広がったことは、彼女たちの労働意欲を刺激した。時間のやりくりに長けていた女性たちにとって、非合理的な合作社協同労働から解放された意味は大きかった。

「家族世帯」が自由に処分できる余剰穀量とサンダル交換業から得られる現金収入は合作社から分配される「労働点数」分の報酬を大きく上回った。表4のトウの世帯収入をみると、労働点数に応じた収入（B）は集団経営時代より少なくなったが、余剰分を加えた世帯の収入（B+D）は344キロとなり、合作社への返却分が請負地での総生産量の半分を占めても以前より収入は多くなる。さらに、彼女は廃品サンダル回収を始め、半月ほどの就労で公務員の月給に相当する一月30ドンの現金収入を得ている。つまり、余剰穀と農外収入の安定的な確保が「家族世帯」の家計を合作社経済から独立させ始めたといえる。村の女性たちの経済基盤が合作社

表4 家族請負時代の「家族世帯」収入の事例（1982年冬春米期）

世帯主名	労働点数	Aに基づく報酬	請負地の生産量	合作社への返却	余剰分	現金収入(商売)
	A	B	C	C-B	D	E
トウ	120	144	480	336	200	180

注：1980年の土地分配の際、トウの世帯は4人（子どもが1人増加）であったため、4サオ2シャクを請け負った。この請負地での標準生産量は480キロであったが、実際は30%以上の余剰収穫をあげた。この期の1コン当たりの価値は1.2キロであった。

トウの労働点数の内訳は、請負地での労働点数60コンの他、竹細工のれんなどの手工業生産からの60コンである。

17) 1982年の合作社収支によると、女性が生産する手工業製品は、竹細工のれん、マット、刺繍クロスなど東欧輸出向けの産品が主であった。

労働から市場での商売に移行する過程は、チャンハ合作社の経済機能がチャンリエット村においてその経済的プレゼンスを低下させる過程に一致する。

1980年代のチャンリエット村では、女性は協同労働から解放された一方、合作社の経営中枢からの排除が徐々に進行した結果、女性の社会的地位が低下した。80年代以降女性は合作社幹部にまったく選出されていない。この時期は、労働点数を乱発したり、汚職によって儲けようとする合作社幹部に対する女性たちの不満が鬱積し、彼女たちをさらに合作社から遠ざけた時代といえるだろう。

II-3 合作社による託児所運営の困難

土地を農家が手に入れ、女性労働が合作社から解放されたことによる労働力の配置転換は、結果的に託児所のサービス低下を引き起こした。家族請負制導入以前の保母は最低5年以上、つまり長年にわたって保育事業に従事し、中には国家から表彰され、報奨金を贈られる人々もいた。しかし、80年代以降ベテランの年配保母は強制的に辞めさせられた。資格のない年配保母に代わって保母に採用されたのは、村の補習クラスで教養と専門を身につけた20歳代後半から30歳代半ばまでの中卒の中年女性たちであった。¹⁸⁾

当初の幹部の狙いは、保母の専門化により託児所運営を強化するということであった。ところが、幹部の思惑をよそに、彼女たちの勤務期間は最短では6カ月、長くて1-2年でやめていくようになった。なぜなら、合作社の保母よりも商売の方が、はるかに収入がよかったからである。保母の報酬は、従来通り合作社の公益基金から現物（粳）で支給されていたが、労働点数の価値が低下したため、実質的な収入は大きく目減りした。また、フルタイム就業で休日も少なかったため、廃品回収などの副業と掛け持ちすることは不可能であった。その結果、安定的に保母を確保することが困難になった。また、1983年に給食が廃止されるなど、80年代半ばまでに託児所のサービスは縮小傾向にあった。

1985年に幹部の汚職問題が明るみに出て、合作社の生産システムが大きな矛盾を露呈した頃には、合作社の社会事業も衰退し、託児所運営は困難に陥っていた。託児所が完全に解体したのは1989年であるが、実質的にはその数年前に事実上解散していた。託児所の解体理由の一つは、合作社の財政難にあった。特に、合作社内の間接労働に対する労働点数の肥大化は、合作社経営を逼迫させ、公益基金など、村全体に使う財源の削減につながったのである。

しかしより重要な問題は、女性労働を保障する社会機能としての託児所経営そのものの存在理由が失われたことにある。兼業の発展により頻繁に外に出ることの多くなった母親にとって、固定的な託児所の託児時間は、生活のサイクルにあわなくなった。その結果、働く母親た

18) 補習クラスの専任教師として若い保母の教育に努めたのが、先の女性副主任の夫であった。彼は、それ以前遠隔地で20年ちかく教師を務めていた。

ちは託児時間に柔軟性のある民間の女性に子供を預けることを選択するようになった。このような民間の「個人」託児サービスは85年ごろから登場し、その後村全体に拡大していったもので、かつて託児所で保母経験のある年配の女性たちが、託児料をうけとって自宅で面倒をみるようになった。

III 家族自主経営時代（1988年以降）

III-1 集团的生産システムの廃止と家族自主経営

1988年のベトナム共産党政治局10号決議によって、農業経営の主体が合作社から「家族世帯」へと移行した。それまで「暫定的に」各世帯が請負っていた合作社の共有地は、公益基金用の僅かな保留分を残して全て「家族世帯」に均等に再分配された〔岩井 1996：87-98〕。そして、1992年の再調整の際に、「長期専有権証明書」が各「農家世帯」に交付され、翌年には「土地法」が制定されたことで、土地の「専有」が法的に保障された。しかし、実際には1980年の暫定的土地分配の後に基本的には土地再調整が行われず、1988年の再分配は基本的にそれを継承したものであったため、農民の意識の上では家族請負時代から土地は「請負う」ものではなくなっていたことは確かである。

一方で、「10号請負制」と呼ばれるシステム改革は、社会主義生産システムの根幹であった労働点数制度を廃止し、生産・報酬分配システムを一変させた。チャンハ合作社も「10号請負制」に従い、合作社が責任を持つのは、個人で管理するより共同管理の方が効率的であるとされる水利サービスと種籽管理の作業に限られるなど、農業経営に関する機能を大幅に縮小させた。耕起・整地や施肥・農薬散布、育苗は「家族世帯」の経営管理に任された〔*Nhân Dân* 12-4-1988〕。

このように労働点数制が廃止され、経営権が「家族世帯」に全面的に移譲されると、合作社と「家族世帯」は生産経営者と労働提供者という関係から、サービスの提供者と受給者という関係へと変わった。「家族世帯」は毎期末に農地使用税とともに合作社のサービス費・管理費などから成る「規定料金」を納めるだけで、専有地で生産する農産物は全て自身の農業収入となった。チャンハ合作社の「規定料金」は、88年に標準生産量の23%であったが、徐々に引き下げられ1994年には17%になった。合作社は、農業生産活動には介入せず、「家族世帯」から徴収した「規定料金」から自身の活動資金を調達した。

一方、自主経営に移行すると「家族世帯」は農作業にかかる諸費用を全て自前で調達しなければならない。80年代後半には、肥料や殺虫剤を販売する民間の業者が村に登場した。耕起は専門の農家に水牛の犁入れを頼み、報酬は粃で支払う。この水牛は、合作社の共有財産であったが、1980年代半ばに耕起を担当してきた農家に払い下げられたものである。その他、精米、

脱穀なども現金で支払う。このように、「家族世帯」は全ての農業支出に責任を持たなければならなくなったが、中でも現金支出が大幅に増大した。

III-2 家族自主経営の下での女性労働

自主経営に移行した「家族世帯」の農作業は、専門の農家に委託される耕起以外は全て家族労働力で構成されたが、1990年代に入るとかつて女性が担当していた田植え、収穫そして草取りの3作業までもが近隣の村から集まってくる女性たちの賃金労働に依存するようになったため、農業における現金支出はさらに増大した。しかし、村の女性たちにとっては、狭い「専有地」での耕作は人手を雇ってでも早く切り上げ、実質的な農業時間を大幅に短縮させ、安定した現金収入を得るために農外就労に大半の時間を割り振りたいという意向が強い。

このような兼業農家の農外収入の多数を占めるのが、20世紀初頭からの伝統的な地場産業である廃品回収業である。1994年の筆者が行った世帯調査によれば、62%の世帯が廃品回収に従事している（図2）。チャンリエット村の廃品回収業はプラスチックサンダルと鉄・銅製品などの金属類に分類できるが、プラスチックサンダルの回収業者の約8割が女性である。一方、金属類廃品回収業者は、夫婦で従事する世帯がほとんどで、女性単独の業者は一例もない。金属類廃品回収業は販売ルートや価格が不安定なため、儲けは大きいがリスクも大きく、一定の資本を必要とするが、サンダル廃品回収業は一部の卸業を除けば一切資本を必要とせず、販売ルートも近隣の農村地域であるため、自分自身の都合に合わせて従事することが可能だからである。¹⁹⁾

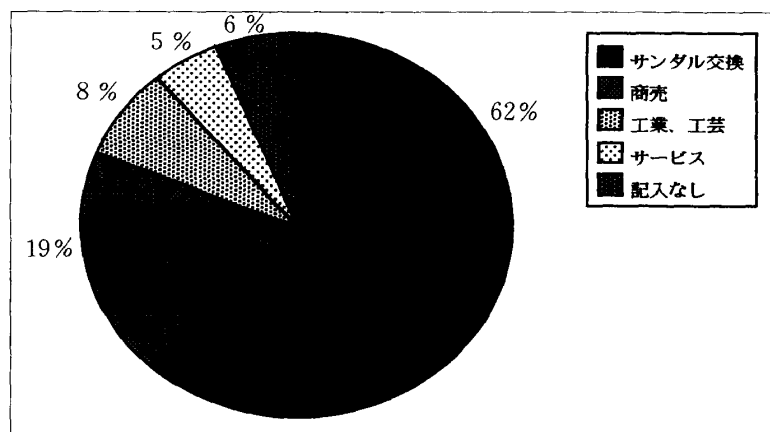


図2 ソムボン内兼業農家（給与世帯除く）副業就労比率

注：ボンは、チャンリエット村の5つのソム（地縁組織）の内のひとつである。
 廃品回収業以外の商売は、主に中国製品の運搬業である。チャンリエット村は周辺村落同様、中国国境で中国物資を購入し、ハノイなどの都市で販売する業者が多い。

そのような性格から、サンダル廃品回収業の主な担い手になったのが早くから合作社労働から解放された女性たちである。もちろん夫婦で商売に出る世帯もあるが、夫が水牛の飼育やブロイラー養鶏業、また畑作などに従事していたり、教員などの公務員である一方、妻が農作業をしながら商売にでるといった事例が少なくない。

このように女性の現金獲得活動は極めて活発で、平均すると一人当たり約30万ドンを稼いでおり、世帯当たりにすれば月50万ドン（5,000円程度）の収入になる。筆者のインタビューによると、日常の生活費や子供の養育費などの支出は妻の収入から、耐久消費財の購入や、家の新築、また営業資金など臨時の多額な支出は夫の収入からといった分化が進んでいる。チャンリエット村全体の世帯収入状況を見ると、農業収入と農外収入の割合は3対5であり〔岩井1996：98-100〕、明らかに「家族世帯」の家計は農外収入に大きく依存していることがわかる。

III-3 託児所の解体と「個人」サービスの登場

合作社の託児所は1989年に正式に解体したが、前述したように事実上は1985年頃から機能停止していた。一方、村内では急速に「個人」託児サービスが需要を伸ばした。つまり、合作社の社会機能が低下し、母親たちの託児要求に応えられなくなった後、その期待は「個人」託児サービスが引き継ぐ形で決着した。

筆者が行った世帯調査によれば、チャンリエット村には12人の保母がおり、年齢は50歳以上で、経験が豊富で母親たちから信頼されている。託児数は様々だが、最も多いのは2～3人で、一人の子どもにつき月10万ドンの託児料をうけとって自宅で面倒をみている。託児時間は、母親の仕事の都合に合わせてかなり柔軟性がある。農繁期や遠方での商売など、早朝から家を離れる場合は朝6時から丸一日託児するが、廃品サンダル交換の場合は朝10時くらいから夕方6時まで託児する。それぞれの保母の収入は一月20～30万ドン程で、村の女性の商売からの現金収入とほぼ同額である。

母親からすれば、自分自身の1カ月の稼ぎの約3分の1に相当する高額な託児料ではあるが、自身の現金収入から捻出する他はない。何故なら、チャンリエット村では50～60歳代の年配女性もほとんど商売に出るため、孫の面倒を見る時間的余裕がないからである。これはチャンリエット村のような商業村の特徴であろうが、村の年配者たちは独立家計を営み、老後も食費に充てるために現金収入を稼がなければならない。そのため、若い母親たちも有料の民間サービスを利用せざるをえないのである。

19) サンダル廃品回収業は村の中で分業が進んでいる。村内には、ハノイのサンダル工場から新製品を仕入れる少数の卸業者と、それを近隣の村や市場で販売する多数の小売り業者がいる。小売り業者は同時に、廃品サンダルを回収し、卸業者に売却する。卸業者は、新製品を仕入れる際に、廃品サンダルを工場に売却する。

それでも現在の状況を、どの女性も一様にプラスに評価している。現時点で農外収入は村の「家族世帯」の生活を大きく左右するものとなっている。確かに高い託児料は母親にとって大きな負担となっているが、託児サービスを引き受けているのも村の年配の女性たちであり、託児サービスの民営化は彼女たちに雇用の場を提供しているのである。

結論および今後の課題

本論考は、集団化時代から家族請負時代にかけての当該合作社の世帯台帳などが当時の管理担当者により焼却されていたため、主として当時の関係者および農民へのインタビューにもとづいてまとめられたものである。したがって、そのことに由来する分析の不十分さを免れえないが、少なくともこれまでの検討から次のように結論できよう。

まず第一に、合作社の生産システムの変化に女性労働がどのように関わってきたのかという問題であるが、集団農業時代には「家族世帯」労働時間の85%が合作社の生産システムに拘束されていたが、その中でも女性労働の投入量は極めて多かった。女性は男性と同量の労働点数を稼ぎ、合作社の生産システムを支えると同時に自身の世帯の家計を支えた。一方、合作社は標準口糧を每期設定し、世帯間の均等な食糧バランスを保つための食糧分配システムを形成した。このような生産・分配システムが維持された背景として、多くの研究が指摘するようにベトナム戦争による壮年男性労働力の絶対的欠如がある。1980年から始まった生産物請負制は、ベトナム戦争後復員した男性労働力を合作社内で再調整し、弛緩したシステムを立て直して農業生産の増大を図ろうとするものであった。新システムは、合作社の土地を「家族世帯」に分配し、従来の女性の協同労働による作業を「家族世帯」に請け負わせ、一律の労働点数を与えた。労働点数による生産・分配システムは堅持されたものの、合作社の生産システムから女性労働が解放されたことは、合作社経営に大きな転機をもたらした。なぜなら、村の女性たちが農外経済活動に参加することによって「家族世帯」の家計に占める農外収入が合作社からの労働点数に応じた収入を大きく上回ったためである。このように、家族請負時代に顕在化した政策目的と実態の大きな乖離、つまり集団的生産システムと家族世帯経営の矛盾は整合されることなく、結局集団的生産システムの解体という形で終息したのである。

第二に、合作社の社会的機能である託児所の変化に女性労働がどのように関わったのかという問題であるが、集団農業時代では、チャンリエット村の壮年男性の多くが出征・単身赴任する中で、村に残って農業生産の主力となった女性たちのために合作社は無償で託児所を提供し、彼女たちの家事労働を軽減する措置を講じた。託児所の保母は年配の女性が担当し、彼女たちの収入も労働点数に応じて合作社の公益基金から賄われていた。このように、女性の年齢別分業が合作社の枠内で形成されていたのである。しかし、生産物請負制の導入によって女性たち

が協同労働から解放され、商売など農外活動に従事すると、託児所は大きな困難に直面する。何故なら、旧態依然の託児所時間が母親たちの労働形態の変化に対応できなかっただけでなく、保母自身も合作社から支給される低額の報酬よりも現金収入を求めて短期で辞めたために、保母全体の質が低下し、託児所の存在意義がなくなったからである。合作社による共同託児所は形式的には1989年に解散したが、80年代半ばには事実上解体している。それに代わって、時間的な制約はないが高額の「個人」託児サービスが登場してきたのである。社会機能の民営化は、その恩恵を受けてきた女性たちの労働加重という形で表れている。しかし、チャンリエット村の場合収入の3分の1にもなる託児料を女性たちが支払ってでも預けるのは、農業や商売だけではなく多くの家事をこなすためにより効果的な時間配分を彼女たち自身が求めているからであろう。

以上のように合作社の経済機能と社会機能の変化に対する女性労働の関わりを考察すると、家族請負時代におけるチャンリエット村の廃品回収業の復活は、他の農業専業村と比べて、集団的生産システムの解体に至る村の社会変容の過程をより鮮明に表出させたように思われる。なぜなら、合作社の生産システムからの女性労働の解放が、結果的にチャンリエット村の合作社離れを引き起こした重要な要因として捉えられるからである。

さらに、生産システムの変化と女性の社会進出や政治参加との関連を考えると、60年代から70年代前半にかけては、合作社の主任、副主任などを歴任する女性幹部が複数登場し、村で黨員になる女性も増加するが、ベトナム戦争終結以降はみられなくなる。つまり、女性労働が合作社から解放され、合作社内労働の主力ではなくなると、女性は商売など経済活動に関心が向き、政治参加は極めて希になってくる。したがって制度的変化は大勢として女性の価値観を変え政治意識を高めるまでにはいたらなかったといえるのではないだろうか。この点は、今後の研究課題として別の機会に譲りたい。

今後の課題は、社会変容過程を別の角度から検討することである。まず、一つは「家族世帯」の負債問題である。本論考でも述べてきたように、家族請負時代は「家族世帯」の合作社経済からの相対的自立の過程と捉えられるが、逆に言えば「家族世帯」が合作社の社会経済的保護を解かれていく過程でもある。「家族世帯」の合作社への負債の発生原因や合作社の対応などを考察し、合作社と「家族世帯」の関係を明らかにしたい。もう一つは、合作社と国家との関係の検討を加え、農民と国家の間に位置づいた合作社組織とは何であったのかを考察することである。

最後に、紅河デルタ内の他の地域における生産システムの変化による村落社会の変容を考察し、チャンリエット村の事例との比較検討を行うことも残された課題である。チャンリエット村の場合は、女性の農外経済活動が一つの大きな転機となったが、このようなシステムの変化が及ぼした影響は地域によりその表れ方が異なってくると思われる。その差異を詳細に検討し

比較することによって、紅河デルタ村落のそれぞれの共通性と特殊性を考察する必要があるだろう。

謝 辞

本論考は、ベトナム・ハノイ国家大学ベトナム共同研究センターの調査協力を得て行なわれた調査に基づいている。1994年の4月から12月まで約8カ月の長期調査、及び1995年から1998年3月の間（1997年から日本学術振興会科学研究費の助成金を得ている）2週間から1カ月の短期調査を実施した。調査に協力してくださった方々に感謝いたします。

参 考 文 献

- Chữ Văn Lâm ; và các tác giả khác. 1992. *Hợp tác hóa nông nghiệp Việt Nam : Lịch sử, vấn đề, triển vọng*. Hà Nội : Nhà xuất bản sự thật.
- Đào Thế Tuấn chủ biên. 1995. *Kinh tế hộ gia đình và tổ chức hợp tác cơ sở* (Chương trình KX08 Phát triển toàn diện kinh tế xã hội nông thôn : Đề tài KX 08-05). Hà Nội.
- Hội liên hiệp phụ nữ Hà Bắc. 1990. *Lịch sử phong trào phụ nữ Hà Bắc 1930-1975*. Bắc Giang : Hội liên hiệp phụ nữ Hà Bắc. 119tr.
- Hội liên hiệp phụ nữ Trung ương. 1968a. *Nghị quyết về việc nâng cao chất lượng phong trào 3 đảm đang, quyết tâm đánh thắng giặc Mỹ xâm lược*. Hà Nội : Hội liên hiệp phụ nữ Trung ương. 29tr.
- . 1968b. *Quy chế mẫu về việc tổ chức nhà trẻ, về chế độ chính sách đối với người nuôi trẻ trong khu vực hợp tác xã nông nghiệp*. Hà Nội : Hội liên hiệp phụ nữ trung ương. 24tr.
- Hợp tác xã Trang Hạ. 1972. *Phương Án Phân Phối Thu Nhập năm 1972 Đông Xuân*.
- Houtart, Francois ; and Lemercinier, Genevieve. 1984. *Hai Van : Life in a Vietnamese Commune*. London : Zed Books.
- 岩井美佐紀. 1994. 「ドイモイ以降の社会的変化の一断面——ベトナムにおける『新農村』建設の模索」『地域学を求めて——田中忠治先生退官記念論文集』田中忠治先生退官記念論文集刊行委員会(編), 293-308ページ所収. 東京.
- . 1995. 「家族とドイモイ」『もっと知りたいベトナム』桜井由躬雄(編), 264-278ページ所収. 東京 : 弘文堂.
- . 1996. 「ドイモイ後の北部ベトナム農村社会の変容——チャンリエット村合作社の事例を中心に」『東南アジア——歴史と文化』No.25 : 83-114.
- . 1997. 「農外就労実態調査——バックニン省ティエンソン県ドンクアン社チャンリエット村の事例」『百穀社通信』7号 : 69-88.
- Kerkvliet, Benedict J. Tria ; and Porter, Doug J., eds. 1995. *Vietnam's Rural Transformation*. Singapore : Westview Press.
- Lê Cao Đoàn. 1991. Kinh tế tập thể : bản chất và sự giải thể của nó. Trong *Một số vấn đề kinh tế của hợp tác hóa nông nghiệp ở Việt Nam*, biên soạn do viện khoa học xã hội Việt Nam, tr. 33-106. Hà Nội : Nhà xuất bản khoa học xã hội.
- Lê Huy Phan. 1984. Bàn thêm về khoán sản phẩm và kinh tế gia đình trong nông nghiệp. *Nghiên cứu kinh tế* (5) : 44-51.
- Le Thi Nham Tuyet. 1978. *Women in Vietnam*. Hanoi : Foreign Languages Publishing House.
- 三尾忠志. 1970. 「北ベトナムの農業問題 (一) ——集団所有制の弛緩に悩む農業生産合作社」『共産圏問題』14(9) : 1-24.
- . 1972. 「北ベトナムにおける農業労働生産性の問題 (I) (II)」『共産圏問題』16(9) : 1-28 ; 16(10) : 1-35.
- . 1973. 「北ベトナム農民の生活条件 (I) (II)」『共産圏問題』17(10) : 19-35 ; 17(11) : 21-46.
- 村野 勉. 1984. 「ベトナムの社会主義農業制度」『インドシナ三国の国家建設の構図』木村哲三郎(編), 57-93ページ所収. 東京 : アジア経済研究所.

- . 1987. 「ベトナム農業における生産物請負制——その仕組みと実態」『アジアトレンド』4：63-80.
- . 1989. 「動き出す農業『刷新』——画期的な政治局決議」『アジアトレンド』1：24-32.
- Nguyễn Huy. 1983. Về mối liên hệ giữa kinh tế tập thể và kinh tế gia đình xã viên. *Nghiên cứu kinh tế* (3) : 17-23.
- Nguyễn Thị Châu. 1965. *Mấy kinh nghiệm về công tác phụ nữ trong cải tiến quản lý Hợp tác xã nông nghiệp*. Hà Nội : Nhà xuất bản phụ nữ.
- Nguyễn Văn Chính. 1997. Biến đổi kinh tế-xã hội và vấn đề di chuyển lao động nông thôn-đô thị ở miền Bắc Việt Nam. *Xã Hội Học* (2) : 25-38.
- Nguyen Xuan Lai. 1977. *Vietnamese Studies 51: Agricultural Problems Vol.5—The Management of Cooperatives. Nhân Dân*, 21-1-1981, 11-12-1987, 12-4-1988.
- Parish, William ; and Whyte, Martin. 1978. *Village and Family in Contemporary China*. Chicago : University of Chicago Press.
- Pham Cuong ; and Nguyen Van Ba. 1976. *Revolution in the Village Nam Hong 1945-1975*. Hanoi : Foreign Languages Publishing House.
- Phòng nông nghiệp huyện Tiên Sơn. 1975. *Tổng hợp phương án chính thức năm 1975*.
- . 1982. *Tổng hợp phương án chính thức năm 1982*.
- 白石昌也. 1996. 『ベトナム——革命と建設のはざま』東京：東京大学出版会.
- ステイシー・J. 1990. 『フェミニズムは中国をどう見るか』秋山洋子 (訳). 東京：勁草書房. (原著 Stacey, Judith. *Patriarchy and Socialist Revolution in China*. Berkley : University of California Press. 1983)
- Tran Thi Van Anh ; and Le Ngoc Chung. 1997. *Women and Doi Moi in Vietnam*. Ha Noi : Woman Publishing House.
- Vũ Mạnh Lợi. 1991. Khác biệt nam nữ trong gia đình nông thôn đồng bằng Bắc bộ. Trong *Những nghiên cứu xã hội học về gia đình Việt Nam*, chủ biên do Viện xã hội học và trường Đại học Gothenburg Thụy Điển, tr. 141-164. Hà Nội : Nhà xuất bản khoa học xã hội.
- White, Christine P. 1988. Socialist Transformation of Agriculture and Gender Relations : Vietnamese Case. In *Sociology of "Developing Societies" Southeast Asia*, edited by John G. Taylor and Andrew Turton, pp. 165-176. London : Macmillan Education.
- 吉沢 南. 1987. 『個と共同性——アジアの社会主義』東京：東京大学出版会.